右處ノ慣例アルヲ以テ之レヲ標ハ従来支給シ来リシ所ノモノナリ
依ヲ考フルニ右ハ工場ノ規則ニ於テ明カニ定メアルニ依ルモノニシテ
之ヲ恩恵ナリト云フコトヲ得ス
ヲ給与スル所ノ物ハ賃金ト同一性質ノモノニシテ
決ナリ
賃金ヲ左
一般支給ノ給料ハ左ノ割合ヲ以テ支給セラルヘシ
手代五等三級ニ付金二百四十円ヲ支給スヘシ
手代ハ一年一回六十四円ヲ支給スヘシ
手代ハ任命後十ヶ年ヲ経ルニ非ザレハ之ヲ支給セス
五月ヨリ十月マテ一回百二十四円ヲ支給スヘシ
二、病気其ノ他ノ事由ニ依リ退職ノ時
八、解雇ノ場合ハ三ヶ月分ノ給料ヲ支給シ三ヶ月以上

此ニ三十八ヶ年ノ給料支給ス
手代ノ一年ノ給料ハ百円ヲ支給ス
五、手代ノ給料ハ五十八円ニテ一回十円ヲ支給スヘシ
一ヶ年ノ給料ハ一年ニ一回トス
右之ヲ以テ通常ノ場合ニ於テハ一ヶ年ノ休職ヲ命スルコトヲ得
其後ノ依頼ニ依リ雇傭契約ヲ解除シタル時ハ
原告ハ其ノ後ニ於テ商店ヲ去リシ後之ヲ解雇セラレタリ
ヲ以テ原告ハ被告ニ対シテ損害ヲ賠償スヘキモノナリ
其ノ八月二十日ノ給料ハ千三百九十円ノ解雇ヲ受ケ
依テ之ヲ支給スヘキモノト判決ス

財團法人協調會